



建設工事に係る入札金額見積内訳書の様式改正について

～入契法の改正に伴う様式改正について～

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「入契法」）において、公共工事の入札にあたっては入札金額見積内訳書の提出が必須とされていますが、入契法の改正に伴い、下記のとおり入札金額見積内訳書を改正しますのでお知らせします。

1. 改正の内容

「材料費」・「労務費」及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として「法定福利費（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の事業主負担額」・「建退共制度の掛金」・「安全衛生経費」の項目を加えます。

2. 適用日

令和8年4月1日以降に町が入札公告または指名通知を行う建設工事から適用します。。

担 当：毛呂山町役場 管財課 管財係

電話番号：049-295-2112（内線541・542）

※詳細は、毛呂山町公式HPでご確認いただけます。

[総合サイト](#)>[ホーム（行政サイト）](#)>[事業者の方へ](#)> [入札・契約](#)



毛呂山町マスコットキャラクター
もろ丸くん